

「京都はぐくみ憲章」普及啓発事業について

1 「憲章の日」（2月5日）の啓発活動

憲章の実践を推進する気運を醸成し、憲章に対する市民の関心と理解を深めるため、「憲章の日」（2月5日）に市民に対する啓発活動を実施します。

(1) 街頭での啓発物品の配布

京都駅前等でのぼり等を掲示し、市民に啓発物品を配布する。

(2) 京都タワーのライトアップ

当日の夜間に京都タワーを特別な色（色は今後検討）でライトアップする。

2 「京都はぐくみ憲章」PRホームページの新設

「京都はぐくみ憲章」の愛称とロゴマークが制定されたことに伴い、より身近で分かりやすく「京都はぐくみ憲章」を知ってもらうためのPRページを開設します。

(1) 画面のイメージ

裏面のとおり

(2) 特徴

ア 一目で「京都はぐくみ憲章」が分かるように視覚に訴えるページ

(ア) 各行動理念をクリックして「憲章マンガ」ページにリンク

(イ) 憲章の具体的実践を伝える「イラスト」をスライドショーで表示

イ Facebook, 子育て支援情報発信アプリとの連携

(ア) Facebook 記事が閲覧可能

(イ) 子育て支援情報発信アプリの紹介・ダウンロードページを掲載



京都はぐくみ
憲章について



憲章の実践方法

身近なことから憲章の実践を！
さあ、今日から始めよう、子供のために

行動理念 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。

- 電車・バスの中で、妊婦や身体が不自由な方に席を譲ります。
- ゴミの分別廃棄を推進します。
- 子どもとの約束は守ります。できないときは訳を話します。
- きれいな言葉使い、敬語をきちんと使うように心がけています。



子どもたちの今と未来のために 「子どもと共に育む京都市民憲章」



＜前へ

次へ＞



行動理念

- わたしたちは、
- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえない命を守ります。
 - 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
 - 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
 - 1 子どもが安らぎ育つ、家庭生活習慣と家族の絆を大切にします。
 - 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域の絆を大切にします。
 - 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

条例のあらまし

- 新着情報**
- 2014-12-01
ホームページを開設しました。



条例制定の経緯



2014-12-01
ホームページを開設しました。

2014-12-01
ホームページを開設しました。

2014-12-01
ホームページを開設しました。



京都市

京都市保健福祉局
子育て支援部 児童家庭課
TEL:075-251-2380 FAX:075-251-2322

京都市教育委員会事務局
生涯学習部 家庭地域教育支援担当
TEL:075-251-0456 FAX:075-221-2061

一覧ページ